

令和6年度横浜市高等学校奨学生に採用された方へ

横浜市教育委員会事務局学校支援・地域連携課

支給までの流れについて

- 口座情報等に不備がない方については、11月15日頃に指定された口座に支給する予定です。

継続生の方へ

- 継続採用された方は、学校が指定する提出期限までに、学校に「誓約書」を提出してください。奨学金の支給には、「誓約書」の提出が必要です。
- 記入例を御確認の上、作成してください。

継続採用について

- 横浜市高等学校奨学金は、原則として正規修業年限（本来の卒業年度）まで支給します。
ただし、退学した場合や保護者が横浜市外に転居した場合は、その時点で奨学生の資格を失い、支給を終了します。
 - 年度末に学校より報告書を御提出いただき、修業状況に課題が見られない場合は継続して採用されます。学校を通じて個別に連絡がない方は、基本的に継続採用予定となります。
継続採用予定の方には令和7年6月頃に、在学する高等学校を通して採用予定であることを通知します。継続採用予定の方は、新規応募時に提出した願書等の書類を再提出する必要はありません。
- *著しく成績が低下した場合や、学校を長期間休んだ場合などは、継続採用されないことがあります。
- *退学や保護者の市外転居などで奨学生の資格を失った方が、翌年度以降に再度奨学金の支給を希望される場合は、改めて新規で応募していただく必要があります。

奨学生や保護者の状況について

奨学生や保護者の状況に変更があるときは、直ちに学校に連絡し、異動届を提出してください。

主な状況の変更	提出が必要な書類	横浜市教育委員会の対応
・奨学生が高等学校を退学する場合 ・保護者が横浜市外へ転居する場合	異動届	奨学生の資格喪失 及び 支給終了
奨学生が休学する場合	異動届	支給の休止
奨学生が復学する場合	異動届	支給の再開 ※正規修業年限内のみ
・奨学生本人が転居（横浜市内・市外問わず） または 保護者が横浜市内で転居する場合 ・氏名等が変更となる場合 ・奨学生が転学する場合 ※1 ・保護者が変更となる場合 ※2 など	異動届	横浜市の登録情報変更のみ ※1・2 転学先が高等学校でない場合、市外居住の保護者に変更の場合などは資格喪失になります。

※横浜市奨学金は一年分をまとめて一回で支給するため、退学や保護者の市外転居等による資格喪失が支給後に判明した場合は、資格喪失後の月の分の奨学金を返還していただきます。

※異動届はオンラインでの提出も可能です。